

一般社団法人日本人間工学会 著作権規程

制定：平成 23 年 6 月 5 日

改訂：平成 25 年 4 月 23 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本人間工学会（以下、本学会）が編集、発行するすべての著作物及び個別の著作物（以下、本学会著作物等）に関する著作権の取扱いに関して取り決めることを目的とする。

(著作権の帰属)

第 2 条 本学会著作物等の著作権は原則として本学会に帰属する。特別な事情により原則が適用できない場合、著作権の扱いについては著作者と本学会との間で協議の上、措置する。

- 2 学会誌「人間工学」へ投稿された原稿は、投稿後、編集委員会により本著作物の受理が決定された時点をもって本学会に譲渡されたものとする。
- 3 学会誌「人間工学」へ投稿された原稿を除く本学会著作物等の著作権は、著作者が本学会に対して本学会著作物等を投稿した時点をもって本学会に譲渡されたものとする。
- 4 本学会に投稿された原稿が本学会著作物等に掲載されないことが決定された場合、本学会は本学会著作物等の著作権を著作者に返還する。

(著作者の権利)

第 3 条 原則として著作者は、本学会著作物等の利用であることを明記の上で、著作者自身による本学会著作物の全文またはその一部を複製あるいは翻訳・翻案などの形で他の著作物に利用できる。ただし、他誌、書籍、第 3 条 2 項にある電子媒体以外の電子媒体等へ「人間工学」（特別号を含む）の論文等の全文を転載する場合は、書面でその旨を理事会に申し出、許可を得なければならない。

- 2 著作者は、著作者自身による本学会著作物等を著作者個人及び著作者所属組織の web サイトに掲載することができる。ただし掲載に際しては出典及び web サイト掲載時注意書き（※）を明記しなければならない。

(第三者への利用許諾)

第 4 条 第三者から本学会著作物等の利用に関する承諾の要請があり、理事会において適当と認めた場合、本学会は著作者に代わって承諾することができる。なお、「人間工学」の複写については一般社団法人学術著作権協会へ委託することができる。

- 2 前項により、第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会の会計に繰り入れ学会活動に活用する。

(著作権侵害)

第 5 条 本学会が著作権を有する本学会著作物等に対して第三者による著作権侵害があった場合、著作者と本学会との間で協議の上、措置する。

- 2 本学会著作物の内容が第三者の著作権侵害、名誉毀損、またはその他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合は、著作者が一切の責任を負うものとする。

(既出版著作物等の取扱い)

第 6 条 この規程は、その施行以前の本学会著作物等の著作権についても適用されるものとする。ただし、著作者から異議の申し出があり、その申し出が理事会で承認された場合を除く。

(規程の改廃)

第 7 条 本規程の改廃は理事会の議決による。

付 則

1. 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については「著作権法」に拠る。
2. 本学会著作物等には、次を含むものとする。
 - ・学会誌「人間工学」及び特別号（全国大会講演集）
 - ・委員会、支部、研究部会、人間工学専門家認定機構等による大会、研究会等の講演集・抄録集等
 - ・学会及びその委員会、支部、研究部会、人間工学専門家認定機構等の編集、発行による単行本、ハンドブック、ガイドライン、資料等
 - ・学会ホームページで提供するコンテンツなど
3. 本規程は平成 25 年 4 月 23 日から施行する。

※Web サイト掲載時注意書き例

ここに掲載した著作物の利用に関する注意

本著作物の著作権は一般社団法人日本人間工学会に帰属します。本著作物は著作権者である日本人間工学会の許可のもとに掲載するものです。ご利用に当たっては「著作権法」に従ってください。